

令和4年1月21日

組合長・特別会員 様

小田原食品衛生協会長

まん延防止等重点措置に係る協力のお願について

当協会の事業運営につきましては、日ごろからご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記のことについて、(公社)神奈川県食品衛生協会を通じて神奈川県知事から次のとおり通知がありましたのでお知らせいたします。

「措置法に基づくまん延防止等重点措置に係る神奈川県実施方針」に基づき対応されるよう貴組合員並びに従業員への周知方よろしくお願いいたします。

※「特別措置法に基づくまん延防止等重点措置に係る神奈川県実施方針」における飲食店等への主な要請等

- 1 措置期間：令和4年1月21日から2月13日まで
- 2 措置区域：県内全市町村
- 3 飲食店等に対する要請

○ マスク飲食実施店認証店においては、以下のいずれかを選択

営業時間	酒類提供	協力金交付予定額(売上高方式)
5時から21時までの営業時間短縮	酒類提供は11時から20時まで	2.5万円～7.5万円/日
5時から20時までの営業時間短縮	酒類提供停止	3万円～10万円/日

○ それ以外の(非認証店)においては、

営業時間	酒類提供	協力金交付予定額(売上高方式)
5時から20時までの営業時間短縮	酒類提供停止	3万円～10万円/日

※協力金(第16弾)コールセンター 045-522-2431
月曜から金曜(祝日は除く) 9時から17時まで